

医大病院・県立病院将来構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立病院の効率的な診療や経営のあり方を検討し、医大附属病院との政策医療、高度医療の連携と役割分担を含めた今後の県立病院の将来構想を策定するため、医大病院・県立病院将来構想策定委員会（以下「委員会」という。）設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県立病院の将来構想の策定に関すること。
- (2) その他県立病院の将来構想の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、外部有識者、医療関係団体代表者、病院利用者、県職員等の中から知事が委嘱する委員で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長が欠席のときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部健康安全局医大・病院課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。